

令和 8 年 2 月 10 日

○群馬大学医学部附属病院

地域医療研究・教育センター (TEL:027-220-7957)

○群馬県健康福祉部医務課医師確保対策室

医師確保対策係 (TEL:027-226-2540 内線: 2540)

## 「ぐんま地域医療会議」の取組状況について

県内の医療関係団体で構成する「ぐんま地域医療会議」において、県内病院への医師配置の実態や要望に関する調査、群馬大学医学部各診療科における医師数の増減状況等を踏まえ、『令和 8 年度に向けた医師適正配置方針』を別添のとおり取りまとめました。

来年度の医師配置の検討や医師確保の取組の参考となるよう、この方針を、県内の各病院に通知します。

### 1 ぐんま地域医療会議とは ※構成員一覧は別紙参照

本県における医師の適正配置等に向けた方針を県全体で協議する場として、県、群馬大学、県医師会、県病院協会など県内の医療関係団体の参画の下、平成 30 年 3 月に設置。

「群馬大学医学部附属病院地域医療研究・教育センター」※が実施する本県の医療に関する調査・報告を基に、県内医師配置の適正化などに取り組んでいる。

※「地域医療研究・教育センター」とは

群大病院改革の柱の一つとして、県内の医療スタッフの人材育成や医療ネットワークの充実を図ることを目的に、平成 29 年 11 月に群大病院に設置。県内医療事情の調査・検証や医療従事者のキャリア形成支援などに取り組んでいる。

### 2 ぐんま地域医療会議の今年度の開催状況

回 数	日 程	概 要
第 1 回	R7. 9. 18 (書面開催)	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 群大病院各診療科の医師転出入状況の報告</li><li>○ 会議スケジュールの確認</li></ul>
第 2 回	R7.12. 8	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 県内病院に対して実施した医師勤務等の実態と医師配置の要望に関する調査結果の報告</li><li>○ 群大病院各診療科との意見交換の状況報告</li></ul>
第 3 回	R8. 2. 2	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 『令和 8 年度に向けた医師適正配置方針』を取りまとめ</li></ul>

令和8年2月10日

## 令和8年度に向けた群馬県医師適正配置方針

ぐんま地域医療会議

ぐんま地域医療会議では、平成30年度から、群馬県、県医師会等の医療関係団体、群馬大学医学部附属病院の代表者が参加し、県全体として医師が不足する中にあっても可能な限り適正な医師の配置に向けた方針の作成に、毎年、取り組んできました。

今回の配置方針の作成にあたって、県内各病院の医師配置の現状・要望、群馬大学医学部各診療科における医師数の増減状況等を踏まえつつ、直面する課題への対応や地域で真に必要とされる医療を充足することを目標に検討を行いました。

その結果、下記のとおり、群馬県、群馬大学医学部附属病院及び県内各病院等に対して、令和8年度に向けた医師適正配置方針を提案します。

### 記

#### 1 来年度の具体的な医師配置等の提案

##### (1) 吾妻圏域における小児医療診療体制の充実

吾妻保健医療圏には、15歳未満の小児は約3,600名（群馬県「年齢人口別統計」（令和6年10月））である一方、直近の医師数調査（厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師統計」（令和6年12月））では、圏域内に「主たる診療科を小児科とする医師」は不在である。また、今後、県立小児医療センターが移転する予定であり、北毛地域における小児医療提供体制の確保が課題となっている。

そこで、小児特有の疾病や予防接種など、吾妻圏域における小児医療の診療体制を充実させるため、医師の配置（新規）を提案する。

##### (2) 西毛地域における小児救急医療体制の強化

小児救急医療等に関し、県内4ブロックで輪番体制を構築しているが、西毛地域（高崎・安中、富岡及び藤岡保健医療圏）においては、医師の働き方改革も踏まえつつ、輪番体制の持続可能性を高めることが必要となっている。

そこで、西毛地域の中で中核的な役割を担っている医療機関の診療・応需体制を強化する必要があるため、医師の配置（増員）を提案する。

#### 2 引き続き取り組むべき課題

##### (1) 医師確保対策について

直近の医師数調査でも、群馬県の人口10万人当たり医療施設従事医師数は249.9人であり、依然、全国平均（267.4人）を下回っている。

こうした状況に対応するため、県は「ドクターズカムホームプロジェクト」を推進し、現場のニーズを対策に反映するとともに、医学部地域枠の拡充（増員、新設）や、診療科偏在・地域偏在対策なども含め、更なる若手医師の確保に努めることが求められる。

また、群馬大学は本県唯一の医師養成専門機関であることから、本県の地域医療を支える医師養成の一層の充実を図り、各診療科からの医師派遣機能を強化する取組が求められている。

あわせて、県全体で医師確保対策を進める上で、各医療機関、群馬県医師会、群馬大学及び群馬県が連携し、若手医師を育てる機能の強化や魅力ある病院情報の発信などの取組を進めることも求められる。

##### (2) 医師確保対策と一体的に取り組むべき課題

今後の人口減少や医療需要など、2040年を見据え、持続可能な医療提供体制を構築する必要があり、今後、国が示す「新たな地域医療構想」の策定方針を踏まえつつ、地域における議論を加速化し、必要な医療機能の分化・連携等を進めるとともに、「上手な医療のかかり方」など県民向けの啓発にも取り組むことが求められる。

令和 8 年度に向けた  
医師適正配置方針

《 説 明 用 資 料 》

ぐんま地域医療会議

# 方針の策定の流れ

令和8年度医師適正配置方針

検討・協議

①県内各病院の  
医師不足状況・  
要望の把握

②群大各診療科  
の状況把握

③課題の抽出

## 1 来年度の具体的な医師配置等の提案

### (1) 吾妻圏域における小児医療診療体制の充実

- ・吾妻保健医療圏には、15歳未満の小児が約3,600名いる（群馬県「年齢人口別統計」（令和6年10月））ところ、直近の医師数調査（厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師統計」（令和6年12月））では、圏域内に主たる診療科を小児科とする医師は不在。
- ・今後、県立小児医療センターが移転する予定であり、北毛地域における小児医療提供体制の確保が課題。
- ・小児特有の疾病や予防接種など、吾妻圏域における小児医療診療体制を充実させるため、医師の配置（新規）を提案する。

### (2) 西毛地域における小児救急医療体制の強化

- ・小児の救急医療等に関し、西毛地域（高崎・安中／富岡／藤岡保健医療圏）については、医師の働き方改革も踏まえ、小児救急輪番体制の持続可能性を高めることが必要となっているところ。
- ・西毛地域の中で中核的な役割を担っている医療機関の診療・応需体制を強化するため、医師の配置（増員）を提案する。

## 2 引き継ぎ取り組むべき課題

### (1) 医師確保対策について

群馬県

- DCHP\*を推進し、現場のニーズに沿った対策
- 医学部地域枠の拡充（増員・新設）

\* DCHP: ドクターズカムホームプロジェクト

群馬大学

- 本県の地域医療を支える医師養成
- 各診療科からの医師派遣機能の強化

県内各医療機関  
群馬県医師会

- 若手医師を育てる機能の強化
- 魅力ある病院情報の発信

• 若手医師・中堅医師の確保  
• 地域・診療科偏在の解消

## 2 引き継ぎ取り組むべき課題

### (2) 医師確保対策と一体的に取り組むべき課題

#### 新たな地域医療構想等を踏まえた対応

- ・ 地域で必要な医療機能の分化・連携等の推進
- ・ 「上手な医療のかかり方」など県民向け啓発



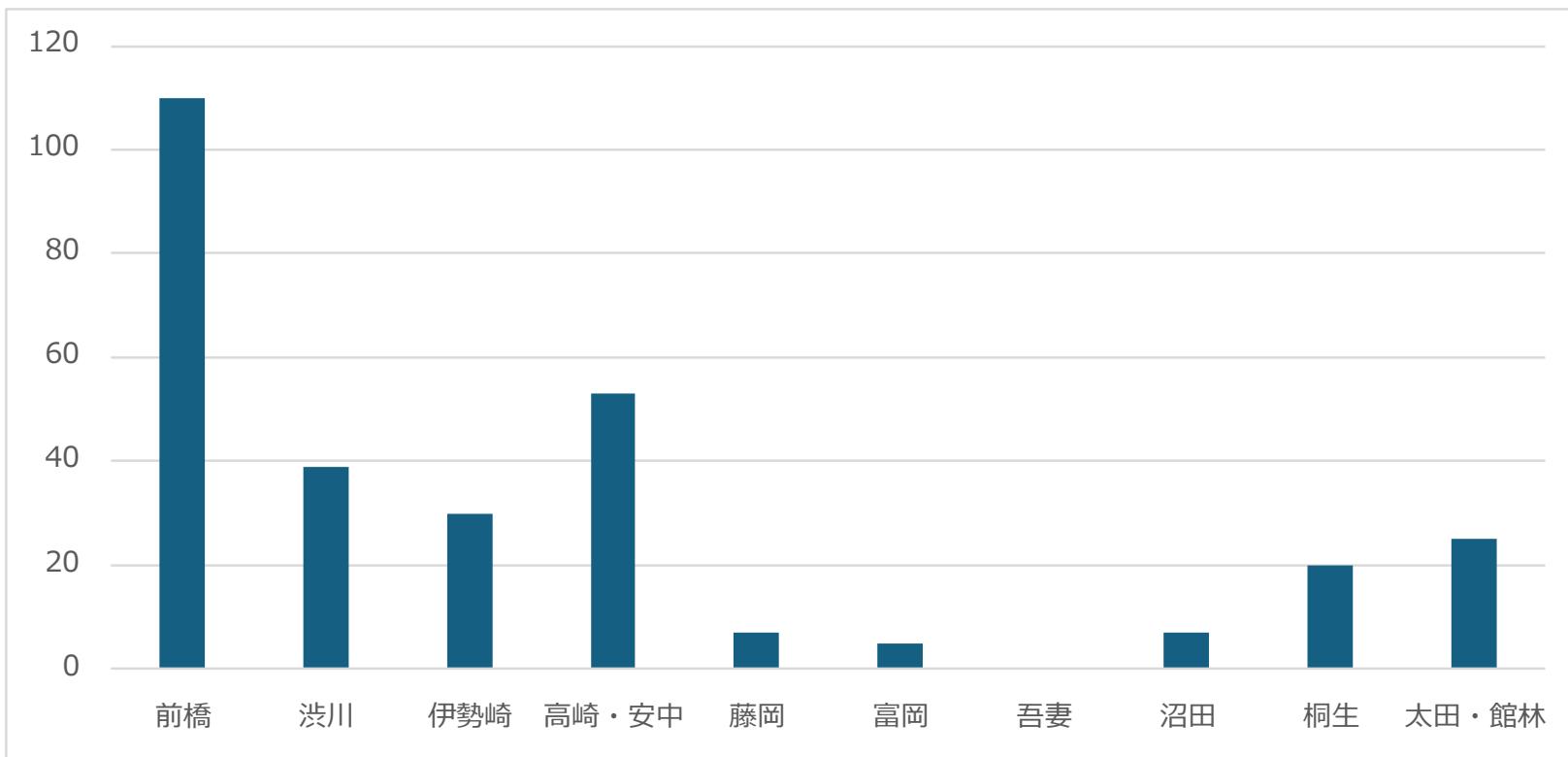
今後の人団減少や医療需要など2040年を見据え

**持続可能な医療提供体制の構築**

# (参考) 医師・歯科医師・薬剤師統計における分析 二次医療圏別的小児科医の状況（医療施設従事医師）

単位：人

二次医療圏	小児科
前橋	110
渋川	39
伊勢崎	30
高崎・安中	53
藤岡	7
富岡	5
吾妻	-
沼田	7
桐生	20
太田・館林	25



厚生労働省：令和6年「医師・歯科医師・薬剤師統計」から作成

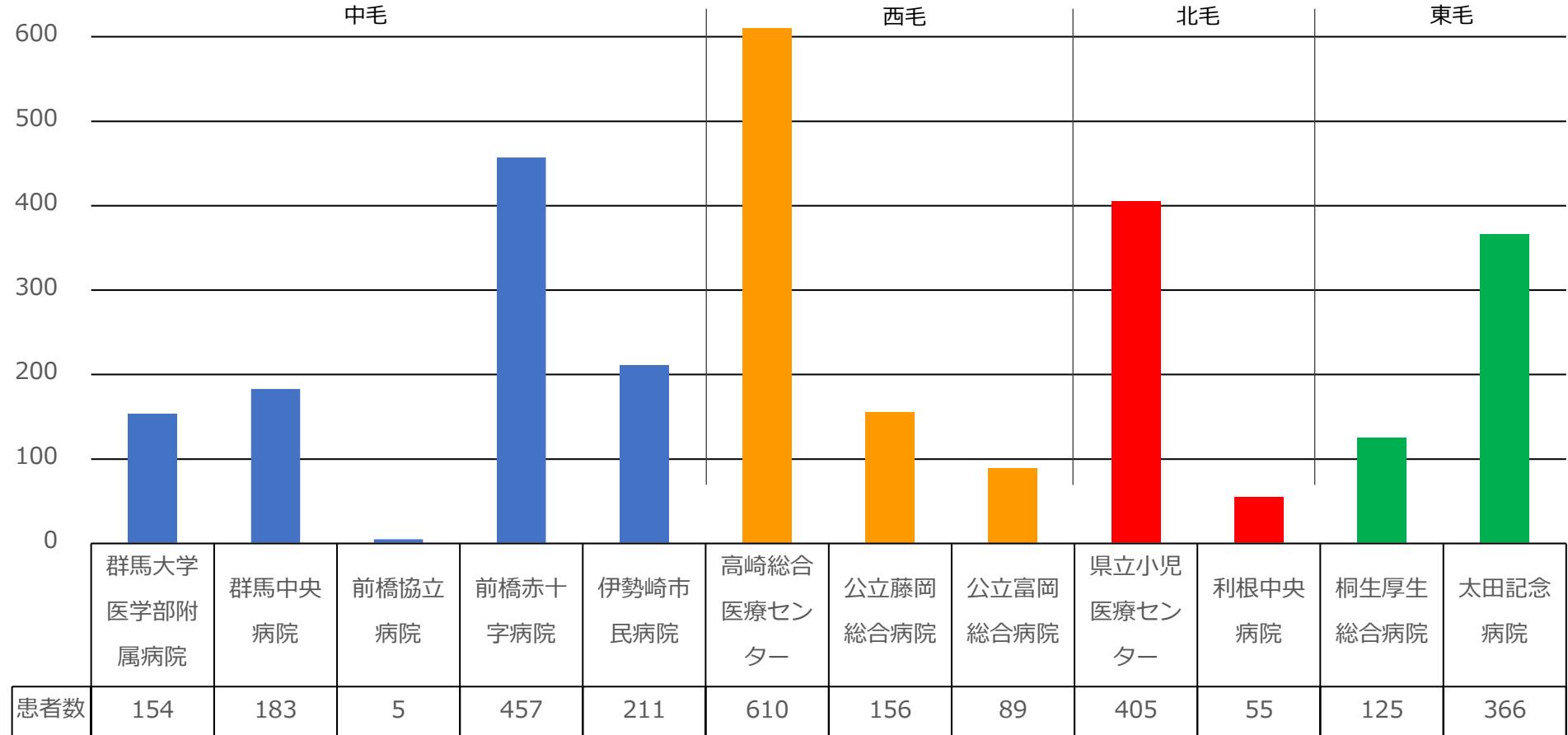
直近の国調査において、「吾妻保健医療圏」は県内の10保健医療圏で唯一、主たる診療科を小児科とする医師が不在。

# (参考) 小児救急医療提供体制調べにおける分析

## 小児救急医療体制の現状

年間小児救急患者数（入院患者数）

単位：人



厚生労働省「小児（三次・二次）救急医療提供体制調べ（令和4年度実績）」から作成

中毛

西毛

北毛

東毛

# (参考) 新たな地域医療構想について

◆厚生労働省資料（令和6年12月18日新たな地域医療構想等に関する検討会とりまとめ）より抜粋

## 方向性

- 85歳以上の増加や人口減少がさらに進む2040年を見据え、全ての地域・世代の患者が適切に医療・介護を受け、必要に応じて入院し、日常生活に戻ることができる、医療従事者も持続可能な働き方を確保できる医療提供体制を構築

- 「治す医療」と「治し支える医療」を担う医療機関の役割分担を明確化、地域完結型の医療・介護提供体制を構築
- 外来・在宅、介護連携等も新たな地域医療構想の対象とする

## 基本的な考え方

- 2040年に向け、外来・在宅、介護との連携、人材確保等も含めたあるべき医療提供体制の実現に資するよう、新たな地域医療構想を策定・推進

- 将來のビジョン等、病床だけでなく医療機関機能に着目した機能分化・連携等

- 新たな地域医療構想は2027年度から順次開始

- 2025年度に国でガイドライン作成
- 2026年度に都道府県で体制全体の方向性や必要病床数の推計等
- 2028年度までに医療機関機能に着目した協議等

## ぐんま地域医療会議会則

平成30年3月26日制定

### (趣旨)

第1条 群馬県における地域医療の発展向上のため、公益社団法人群馬県医師会、一般社団法人群馬県病院協会、群馬大学医学部附属病院及び群馬県は、ぐんま地域医療会議（以下「本会」という。）を設置し、その運営に関して必要な事項を定める。

### (目的)

第2条 本会は、群馬県内の医療関係機関・団体が協調・連携し、医師を始めとする医療スタッフの人材交流や育成を図るとともに、地域医療ネットワークを充実させることにより、地域医療の質と安全の向上に寄与することを目的とする。

### (事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 県内医師配置の適正化（医師の地域偏在の解消）等重要事項に関すること。
- (2) 医師を始めとする医療スタッフの人材交流や育成に関すること。
- (3) 地域医療研究・教育センターへの提案に関すること。
- (4) 地域医療関係機関・団体相互の連携に関すること。
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事業

### (組織)

第4条 本会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 公益社団法人群馬県医師会から選出された者
- (2) 一般社団法人群馬県病院協会から選出された者
- (3) 連携を必要とする地域医療関係機関・団体から選出された者
- (4) 群馬大学医学部附属病院から選出された者
- (5) 群馬県から選出された者

2 本会に議長及び副議長を置き、構成員の互選により定める。

3 議長及び副議長の任期は2年とし、再任を妨げない。

4 本会は、専門的・技術的事項を協議させるため、下部組織を置くことができる。

### (会議)

第5条 会議は、議長が招集する。

2 議長が必要と認めたときは、構成員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞くことができる。

### (事務)

第6条 本会の事務は、群馬県と群馬大学医学部附属病院が協力して行う。

### (会則の改廃)

第7条 会則の改廃は、会議の議を経て行う。

### (雑則)

第8条 この会則に定めるもののほか、本会の運営等に関し必要な事項は、会議の議を経て、知事が別に定める。

### 附則

- 1 この会則は、平成30年3月26日から施行する。
- 2 この会則施行後、最初に互選する議長及び副議長の任期は、第4条第3項の規定にかかわらず、平成32年3月31日までとする。

## ぐんま地域医療会議 構成員名簿

(敬称略) (R7. 8. 1現在)

No.	所属名	役職名	氏名
1	群馬県医師会	会長	須藤 英仁
2		副会長	西松 輝高
3	群馬県病院協会	副会長	東郷 庸史
4		理事	美原 盤
5	前橋赤十字病院	院長	中野 実
6	群馬県歯科医師会	専務理事	森島愛一郎
7	群馬県薬剤師会	会長	田尻耕太郎
8	群馬県看護協会	会長	神山 智子
9	群馬県臨床検査技師会	会長	梶田 幸夫
10	群馬県診療放射線技師会	会長	五十嵐 博
11	群馬大学医学部附属病院	病院長	齋藤 繁
12		副病院長（医療安全・病床運用）	鈴木 和浩
13		副病院長（看護・療養環境）	河村 恵美
14		地域医療研究・教育センター長	廣村 桂樹
15		内科診療センター長	石井 秀樹
16		外科診療センター長	調 憲
17		歯科口腔・顎顔面外科長	横尾 聰
18		小児科長	滝沢 琢己
19		産科婦人科長	岩瀬 明
20		救命救急センター長	大嶋 清宏
21	群馬県	副知事	津久井治男
22		健康福祉部長	國代 尚章
23		健康福祉部医務課長	大熊 諭